

【市 内】

【郡部】

計

生活方法	申告者	最高日收	最低日收	平均日收
雜役夫	一五人	三〇〇圓	〇、六〇圓	一、七〇圓
立坊	一三	二〇〇	〇、四〇	一、〇七
乞食	三	〇、九〇	〇、五〇	〇、九〇
廣告配り行燈擔ギ	三	〇、七七	〇、六〇	〇、七七
土工	二	一、八五	一、七〇	一、八五
肩依拾	一	〇、六〇	〇、六〇	〇、六〇
按摩	一	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

第五節 健康狀態

第一 健康者、罹病者及不具者の割合

浮浪者の健康狀態に就ては、他の事項と等しく調査員之を調査決定したのであるが、調査員は必しも醫學の専門家ではないから、嚴密に云へば其の調査の結果は多少の誤謬が伴ふてゐるのを免れないかも知れぬ。然し調査員が之を決定記入するに當つては、被調査者の申告にも微し罹病者、不具者に就ては其の病名、患部をも審訊檢視したのであるから、非常なる錯誤はないつもりである。但だ精神異常者に就ては、可成り微妙なる點があつて素人が之を判斷するに就ては可成り困難を感じたのであるが、癲癲、白痴、痴呆の著しい者

及其他審訊の結果甚しく常軌を逸するが如き申告を爲したるものは總て精神異常者と看做したのである。偕て本調査の結果に依れば、浮浪者には定めし健康者が尠からうと思ふと、其れが案外で、健康者の數が全員中の半分以上にも達するのに驚かざるを得ない。更に之に勞働に大なる支障なき程度の輕病者を加算すると總員の七割四分強となる。即ち之に由つて觀ると浮浪者の大部分は健康上の理由から浮浪生活に陥つてゐるのではなく、健康上の關係以外の原因から人類通常の生活と異つた生活様式を執るに至つたものと云ふことが判明する。然し其等の問題の詳細は後章「浮浪に陥りし原因」及「浮浪を脱せざる理由」等の題下に於て叙述しやうと思ふ。

健康狀態及體性ニ依り別チタル浮浪者人口		體性別		計	
健康狀態		體性別		計	
健康者	男	女	計	健康者	男
健康者	二二四	七	二三一	健康者	二二四
重病者	六	一	六	重病者	六
輕病者	六〇	二	六二	輕病者	六〇
不具者	四三	二	四五	不具者	四三
精神異常者	八	一	九	精神異常者	八
計	二四一	一二	二五三	計	二四一

尙左表に就き一言説明を要するは、一人にして二以上の場合に該當するとき、即ち或浮浪者が不具にして同時に重病と云ふが如き場合の分類法に就てあるが、是れは二者中其のものゝ生活に比較的重大な影響を與ふと思はれるものを取り、之を其の題目下に數へたのである。讀者は之を諒とせられたい。

現在區及健康狀態ニ依り別チタル浮浪者人口

區名	健康者	重病者	輕病者	不具者	精神異常者
麴町	九	一	一	一	一
神田	一六	一	一	一	一
日本橋	八	一	八	六	一
京橋	六	一	三	一	一
芝	七	一	三	一	一
麻布	一	一	一	一	一
赤坂	一	一	二	一	一
四谷	六	一	一	一	一
牛込	三	一	一	一	一
小石川	三	一	一	一	一
計	二四一	一二	二五三	二七	二七

	本郷	下谷	浅草	本所	深川	計	百分比
健康者	一	三	三九	六	二四	一三一	五二、九
重病者	一	一	一	一	一	六	二、三
輕病者	五	一	二二	四	七	六二	二四、五
不具者	二	一	一六	五	八	四五	一七、八
精神異常者	一	二	一	一	三	九	三、五
計	二八	一	二	一	三	九	

第二 年齢と健康状態

浮浪者の年齢と健康状態との關係は、何人も想像するが如く、三十歳以下の青年又は少年に於て良好で、其れ以上の年齢階級に於ては一般に不良である。但し其の中五十歳以上の老齡者中の健康者の割合が、其れ以下の壯年即ち五十歳以下三十一歳以上の夫れと比して敢て不良ではないと云ふのは、如何にも奇異の觀があるが、然し既述の如く老齡者中の重病者は直ちに院内救助を受けるか、又は死亡するかであるからして、統計上は比較的良好に見えるので、事實に於ては是れは非常に不良であるに違ないと思ふ。

年齢及健康状態ニ依り別チタル浮浪者人口

年齢別	健康	健康者	重病者	輕病者	不具者	精神異常者	計
健康	健康者	重病者	輕病者	不具者	精神異常者	計	百分比
一—六	一	一	一	一	一	一	一
七—九	二	一	一	一	一	一	一
一〇—二〇	三	一	一	一	一	一	一
二一—三〇	二	一	一	一	一	一	一
三一—四〇	二	一	一	一	一	一	一
四一—五〇	二	一	一	一	一	一	一
五〇以上	九	一	一	一	一	一	一
計	一三一	六	六二	四五	九	二五三	一〇〇、〇

第三 生活方法と健康状態

右に關し特に目立つのは、乞食中比較的健康者が少いに反して、雜役夫、立坊等に頗る是が多いと云ふことである。之よりして判するに、乞食の徒よりも寧ろ其他の浮浪勞働者に異常性格者が多いと云ふことが出来る。

生活方法及健康状態ニ依り別チタル浮浪者人口

職業又ハ生活方法	健康者	重病者	輕病者	不具者	精神異常者	合計
雜役夫	三六	一	九	四	一	五〇
立坊	二五	一	二四	二	三	四五
乞食	一九	二	二二	二〇	三	六六
土工	五	一	二	一	一	七
築屋	一	一	一	一	一	五
使歩	一	一	一	一	一	五
廣告配リ、行燈擔	二	一	四	六	一	一四
屑使拾	六	一	三	五	一	一六
書籍雜誌行商	一	一	二	一	一	六
新聞賣子	一	一	二	一	一	六
辻占賣	一	一	一	一	一	五
青物行商	一	一	一	一	一	五
双砥	一	一	一	一	一	五
按摩	一	一	一	一	一	五

布教者	一	一	一	一	一	一
外交員	一	一	一	一	一	一
巡禮	一	一	一	一	一	一
賣春婦	一	一	一	一	一	一
家出人其他一時的浮浪者	一〇	一	一	一	一	一四
求職者	一四	一	二	一	一	一八
不詳	六	二	一	三	一	一三
合計	一三一	六	六二	四五	九	二五三
百分比	五二、八	二、四	二四、五	七、八	三、五	一〇〇、〇

第六節 出生地と浮浪地

第一 都鄙別出生地

都鄙別	男	女	計	百分比
六大都市	六四	七	七一	二八、一
其他ノ市	二八	一	二九	一一、五
町	四三	一	四三	一七、〇
				三、一

不	計	村	九六	九七	三八、三	三三
詳	一〇	三	一三	五、一		
	二四一	一二	二五三	一〇〇、〇		

六大都市——東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、
其他ノ市——北海道ニ於ケル區及朝鮮ニ於ケル府ヲ含ム

第二 府縣別出生地

出生地(府縣別)及體性ニ依リ別チタル浮浪者人口

府縣別	男	女	計	百分比	府縣別	男	女	計	百分比
東京	七六	七	八三	三三、七	茨城	一二	一	一三	四、七
京都	一	一	二	〇、四	栃木	六	一	七	二、八
大阪	三	一	四	一、二	奈良	一	一	二	〇、四
神奈川	八	一	九	三、一	三重	二	一	三	〇、八
兵庫	三	一	四	一、二	愛知	三	一	四	一、二
新潟	七	一	八	二、八	静岡	七	一	八	二、八
埼玉	一三	一	一四	五、一	山梨	七	一	八	二、八

群馬	一一	一	一二	四、三	滋賀	一	一	二	〇、四
千葉	二二	一	二三	四、七	長野	一五	一	一六	五、九
宮城	二	一	三	〇、八	香川	三	一	四	一、二
福島	四	一	五	一、六	愛媛	一	一	二	〇、四
巖手	二	一	三	〇、八	高知	一	一	二	〇、四
山形	四	一	五	一、六	福岡	四	一	五	一、六
石川	三	一	四	一、二	鹿児島	一	一	二	〇、四
富山	四	一	五	一、六	北海道	五	一	六	二、〇
島根	一	一	二	〇、四	朝鮮	四	一	五	一、六
岡山	一	一	二	〇、四	不詳	九	三	一二	四、七
広島	二	一	三	〇、八	計	二四一	一二	二五三	一〇〇、〇
山口	一	一	二	〇、四					
和歌山	二	一	三	〇、八					

第三、浮浪地ト出生地ト同一ナリヤ否ヤ及體性ニ依リ別チタル浮浪者人口

家族的關係

失業	八	一	八二	三、一
家庭不和	一九	二	二二	八、三
家族疾病又ハ死亡	五	一	五	二、〇
扶養者ノ死亡	一六	一	一七	六、七
扶養者逃亡又ハ離婚又ハ失産	八	一	九	三、六
勞金低廉	一	一	一	〇、四
勞働需要ノ缺乏	二	一	二	四、七
其他ノ原因	一九	一	二〇	八、〇
不詳	四	一	四	一、六
計	二四	一二	二五	三、〇〇

飲九節 浮浪期間

本調査實行當夜發見された屋外寝臥者の中には、家庭不和の爲め當夜自家を飛び出したと云ふ人妻や少年や、並に旅行者にして宿泊費節約の爲め停車場構内に一夜を明す類の一時的浮浪者もあつたことは前にも述べたのであるが、其の數は全市を通じ僅か十二名で、其の他の大多數は多少の長き期間浮浪生活を續けてゐる人達である。短きは一ヶ月未満である、長きは四十年以上にも及ぶものがある。けれども全體から云へば十年以上と云ふのは少なく、其れ以下が甚だ多い。尙ほ不詳十八名を除き二百三十五名の總平均浮浪期間は約五年九ヶ月である。

浮浪期間及體性ニ依リ分テタル浮浪者人口

浮浪期間	男	女	計	百分比
一ヶ月未満	四三	二	四五	一七、八
一ヶ月以上	三三	一	三四	一三、四
六ヶ月以上	八	一	九	三、二
一年以上	三七	一	三八	一五、〇
三年以上	二九	一	三〇	一一、九
五年以上	三一	一	三二	一二、六
十年以上	二六	一	二七	一〇、七
二十年以上	九	一	一〇	四、三
三十年以上	四	一	五	二、一
四十年以上	四	一	五	二、一
不詳	一七	三	二〇	七、九

計

二四一

二二

二五三

一〇〇、〇

四〇三

次に健康状態と浮浪期間との關係を觀るに左表に依り明なる如く、健康者又は輕病者の浮浪期間に比し、不具者、重病者又は精神異常者の夫れは遙かに長い。其の原因種々ある可きも、浮浪すること長きに亘れば健康者、輕病者、雖も漸次健康を害して重病者となること、又不具者、精神異常者にても、其の疾患甚しからざる限り院内救助を受けるに至らぬから、自然浮浪生活を續けるより外がない等の事情が主たる原因に非ざるかと思ふ。

健康状態ニ依り別チタル平均浮浪期間

健康状態	人数	平均	浮浪	期間
健康者	一二二	四	二	一六
輕病者	六〇	四	二	八
重病者	六	八	二	八
不具者	三八	八	一	六
精神異常者	九	一五	十	六
計	二三五	五	八	二〇

第十節 扶養能力ある親屬の有無

浮浪者の多くは、自己を引取りて世話し得る程度の地位に在る親族を有するものであるか否かは、浮浪状態を脱せざる理由を判斷する上に於て、有力なる一の資料であると信するが、調査の結果に依れば、是れは殆ど有無相半してゐる。

扶養能力アル親屬	體性	計	百分比
有ル者	男 一二六人 女 三	一二九	四七、〇
無キ者	九	七	二、三
不詳	九	二	四、四

而して之を健康状態の關係より觀るに、健康者には此の如き親族ある者多く、重病者、不具者、精神異常者と云ふが如き繼續的勞働力の缺けてゐる者に此の如き親族ある者が少い。即ち之に由つて觀るに、健康者の大部分は親戚にも見放された怠惰者か又は親戚の羈絆にも従ひ兼ねる放埒者であり、之に反して重病者、不具者、精神異常者の多くは働かむにも働く體力なく、頼らむにも、身を寄すべき頼邊なく、止む得ず浮浪してゐる氣の毒な人達であると云ふ事が出来る。

健康状態及扶養能力アル親屬ノ有無ニ依リテ別チタル浮浪者人口

健康状態	扶養能力アル親族	計
健康者	有 七五 無 四七	一二〇
健康者	不詳 八	一三〇

四一

重病者	二	四	四二
輕病者	二七	三六	六
不具者	一三	二九	六三
精神異常者	二	七	四五
計	一一九	一二三	九
百分比	四七、〇	四八、六	一〇〇、〇

第十一節 公私院内救助の受否

茲に公私院内救助とは、公立私立の救恤機關の施設内に收容せられて扶養又は施療を受けることを謂ふのである。此の如き救助を受けたる者は總員二百五十三名中僅かに三十名である。尙ほ其の詳細左の如くである。

院内救助ヲ受ケタル浮浪者ノ體性、人員、平均度數及平均期間
院内救助を受ケタルモノ

男	二七	女	三	計	三〇
平均度數	一	四	二六四、三	平均期間	日

第十二節 浮浪狀態を脱せざる理由

浮浪狀態を脱せざる理由は浮浪の原因と等しく多くは内的生活に關するが故に、其の真相を得ること甚だ困難である。茲に於ては被調査者の申告と調査員の判斷との外、更に机上調査を慎重にし、年齢、教育程度、

生活方法、浮浪原因、浮浪期間、扶養能力者の有無、並に院内救助の受否等の各項を斟酌して之を決定した。充分なる統計的價值に乏しとするも、尙ほ諸般の研究又は施設の參考資料として有益なるものなることは吾人之を疑はない。

相當の長き期間浮浪狀態を繼續する時は、浮浪生活にも夫れ相當の安逸があつて結局暢氣なるが故に、何人も多少の浮浪性を帯びるに至り、遂には其の浮浪性の爲めに浮浪を罷め得ざる事となり勝のものである。故に本調査に於て發見せられた浮浪者も、その大多數が浮浪狀態を脱せざる理由に就て、其の浮浪性に多少の關係あることは多言を要しない。然し其の中に於ても浮浪性のみを單なる理由とするものと、尙ほその外に身心の不能を重大なる理由とするものなど種々あるのであるが、吾人今次の調査に依れば、その細別左記の如き結果となるのである。

浮浪狀態ヲ脱セザル理由ニ依リ別チタル浮浪者人口

理由	人員	理由	人員
廢疾	二	不具且精神異常	一
惡疾	七	幼年且扶養ノ缺欠	一六
其ノ他ノ罹病又ハ傷害	二一	飲酒	二七
老齡	八	飲酒且老齡	一

精神異常	九	飲酒且不具	一
不具	二三	浮浪、放縱、怠惰、無氣力又ハ其ノ他不良性	六一
老齡且不具	二	不具且同前	三
老齡且罹病	五	罹病且同前	八
不具且罹病	三	自暴自棄	六
宗教上ノ用務	二	不詳	一二

四四

右表ニハ調査實行當夜發見セラレタ家出人、臨時失業者其他一時的屋外寢臥者一九人ヲ含マナイ、尙ホ該表小宗教上ノ用務二人トアルハ、一ハ天理教布教者ニシテ他ハ諸國靈場巡視者アル。

次に右を更に要約すれば、

一、身心の能力充分ならざる爲め	人員 九七人	總數の 〇、四三
二、習性不良の爲め	同 一〇七人	同 〇、四八
三、不詳	同 一二人	同 〇、〇九

即ち以上に徴するに、浮浪者の約半數は身體又は精神に生理的缺陷があつて、働かうにも充分働けず、已むなく犬猫に等しい最低限度の原始的生活に陥つてゐる氣の毒な人々であるに反し、他の半數は相當の勞働能力があつて、浮浪狀態より浮び上らうとすれば之を爲し得る狀態に在るに拘らず、道德的缺陷の爲めに之

を爲し得ず又は爲すを好まざる極めて始末に惡い人々である。故に之が救済策の方法に於ても單なる物資救済とか院内救助とか云ふ劃一的な處置は却つて有害なのであつて、是れは怎うしても所謂 Unemployment (個別取扱)の方法に依らねばならぬものと思ふ。

第四章 浮浪者に關する歐米の社會施設

浮浪者對策は之を大別すれば行政處分、司法處分及社會施設の三となる。浮浪者に對する行政處分は多く一定場所よりの退去命令であり、其の司法處分は一定期間の拘留、禁錮又は一定額の罰金である點に於て各國大同小異にして、且つ我國の制度とも著しい差異がないから茲には之を省略し、次に専ら浮浪者に對する各國の社會施設のみを叙べやう。

第一 勞作館 (Work house)

勞作館は浮浪者の不定時救助を爲す爲めに英國に於て早くより設けられた施設である。浮浪者は原則として救済員又は其の助手の指令の下に勞作館主の許可を求めて勞作館に入館する。而して其の入館時間は冬は午後四時夏は午後六時以後であつて、其の以前には許可される事かない。許可後直ちに諸種の検査を受けることになつて居るが、是れは常に精確に行ふものではなく、饑餓に迫つてゐる者に限り、屢々検査前に給食せらるゝことがある。検査後金錢、パイプ、煙草等は館に於て預り、退館の際之を返附する。検査後又直ちに

入浴を命じ、且つ古き衣類は之を消毒する。寢室の設備は單房制と雜房制との中の何れかで、前者を探つてゐる勞作館の數は後者の二倍である。通常浮浪者は二晩止宿して勞作を爲す事を要求される。其の仕事の種類は、石切、木挽、伐木、揚水、掘鑿等であつて九時間勞働である。

監官廳に於ては此の施設に依り浮浪者に作業を強制し、出来る丈之が發生の防止を計らむとしたのであるが、常習的浮浪者に就いて實際上思はしい効果を舉げることが出来なかつた。現在に於ても二晩止宿規定を實施してゐる勞作館は極めて少い、又此等の勞作館に於て支給する賃銀は、彼等の貧弱なる平常の賃銀に比すれば充分有利であるから、勞作館に止宿希望の者が非常に増加し、却つて浮浪者の數を多からしめると云ふ豫想外の忌はしい結果を残した。

第二 通行券制度

此の制度は獨逸又は瑞西に於て、誠實なる求職者を保護し其の浮浪狀態に陥るのを防止する爲めに設けられたものである。

獨逸に於ては各自の郷土を去る者は、通行券(Wanderschein)に加ふるに記名人と所有人と同一なることの證明書を携帯せなければならぬ。旅行者が右の通行券其他を旅行の途上に於て呈示すれば、公立の救護又は家庭假泊所に於て、毎日三時間の勞働が與へられ、之に對し宿泊並食料を供せらるゝか、又は多少の賃銀が支拂はれる。斯くして旅行者は一方其の地方に於て、適當なる就職口を見出すことが出来るのである。

瑞西に於ては「郡聯合組合」と名づくる協會に依つて、過去三ヶ月間に職業に従事した事があり、且つ少くとも失業後五日間を経過した事の明なるものに限り、通行券を發してゐる。

第三 公立救護所(Verpflegungsstationen)

家庭假泊所(Herbergen zur Heimath)

兩施設共に獨逸に於て、失業者の浮浪狀態に陥るのを防止する爲めに經營せらるゝものである。其の中公立救護所は地方自治團體の經營に係り、失業者に對し二十四時間又は四十八時間食事を給與し宿泊せしめる。又家庭假泊所は慈善家の經營する所であつて、一週間又は一週間以上食事並に宿泊を給する。

公立救護所は相互に徒歩聯絡が出来る程度の距離に在りて通常電話を以て通信し求人求職口の交換を爲してゐる。

失業者が救護所に到着し其の救護を受けむとせば、其の所持する通行券及勞働手帖(Arbeitsbuch)を呈示し其の勤勉程度を證することを要する。此等の證書は管理者に依り、スタンプを押され且つ別に備ふる臺帳に書き留められる。夜間にはスープ、馬鈴薯、鯀より成る簡單なる食事が與へられ、且つ十時迄には就寢すべきものと規定せられる。朝は仕事が始まるから、七時の朝食に間に合ふ様に起き出でねばならない。仕事と云ふのは、石割や木斬や其他肉體的勞働を要するも、左迄肉體的疲勞を伴はざる程度のもので之を四時間繼續するを要する。之が終つて後宿泊者には一皿の食事を與へ、その通行券に署名捺印して其の旅に送

り出すと云ふ順序になる。

此等の救護所のモットーは「働かざる者獲る可らず」であつて、午前には働き午後には歩かねばならぬ、故に若し宿泊者にして之を爲すことを拒む時は、浮浪者として警察署に引渡されるか、又は救護所から逐ひ出されるのである。後の場合に於ても、結局警察官の手に掛かるものである。何となれば救護所の在る町村では私の救助は法令に依つて禁止されてゐるからである。獨逸には約一千の救護所があるが、各州は此制度に依り乞食及浮浪者の發生を防止し得たことが少くない。此問題に興味を有する人々の唯一の不平は、救護所の數が餘りに少いと云ふことである。バスター、ボーデルシュウイング氏の指導の下に、此等の人々は救護所をば獨逸帝國到處に建て、凡ての貧窮な労働者を救ひ且つ是等をして思ふさま求職の爲めに活動せしめる様、立法すべきことに盡力してゐる。

以上の事は一般に家庭假泊所にも適用が出来る、家庭假泊所は通常大都市に在つて職業紹介所を附設してゐる。労働者が家庭假泊所に到着して以後の手續は公立救護所と大體同様であるが、只之と違ふ所は労働者が通行券を紛失した場合には、五十フエニツヒを納付し又は直接の公立救護所に於て四時間の労働を爲せば、管理人より更に新に之を交附して貰へると云ふ點である。家庭假泊所は出来る丈、其の保護の下に來る全労働者の一時的家庭たる様施設されてゐる。即ち家庭假泊所は常に清潔に、規則正しく整頓されねばならぬ。又低廉にして且つ保健的な食物を供し、日々の動行に依つて宗教的感化を與へ、且つ其の屋外より一切

の惡習例へば賭博の如きものを驅逐するに努める。以上の綱領を實行する爲めに各家庭假泊所は名望家及地方の僧職より成る責任ある委員會の監督の下に置かれてゐる。

家庭的宿泊所は又各地に至る道路を示せる正確なる其の地方又は國の地圖を掲げ、之に依り管理人が旅立ちせむとする労働者に目的地に達する最短距離の道路を教へる。宿泊者は若干の食費及間代を毎日支拂へば一週間滞留することか出来る。其の間日曜日と云はず通常日と云はず、若い牧師や其の見習が宿泊者を精神的に指導する。

家庭宿泊所の増加は一般的の現象である。ボン大學教授「クレメンス」博士が一八五四年に同市に最初の家庭宿泊所を創設して以來一九〇四年迄に、四六二箇所増加し寢臺は二萬個となつた。一九〇三年に於ける家庭宿泊所の宿泊者統計は、實費納附者約一九七萬人無料宿泊者六八萬であつた。

第四 労働植民地

浮浪者の發生を事前に防止し、又常習的浮浪者を事後に匡正するの施設として、歐洲に於て一般に成功を収めてゐるのは労働植民地である。其の重要なものを次に略述すれば、

「和 蘭」

二種の植民地がある。一つとも始めは Van Den Bosch 將軍（一七八〇—一八四四）の創立に係る慈善協會にて、一八一八年に施設したもので労働植民地中最初のものである。

其の中自由植民地の方は貧窮なる人々を收容して之に農業を教へ、獨立自活せしむるを目的としたもので、凡そ三個所ありその人口總計約千五百である。植民地の費用は随時に寄附を仰ぐのである。此の自由植民地に一度入つた者は概して永住してゐる。

協會にては右自由植民地の外、乞食として告發された者を強制的に抑留する植民地を設立した、是れは感化場に比べるとつと刑事的の意味を有するもので、植民地を退いた時に充分なる糊口を凌ぎ得る丈の職業を教へ込む様に施設したのである、然し乍ら此の企ては其後協會の經營に適せざるの理由にて遂に國家の手に依つて行はるゝこととなつた。其の主なるものは *Veenhuizen* に在るもので、其の面積は實に三千エーカーに亘り、四千人の浮浪者が六ヶ月乃至三年の刑期を以て此處に抑留されてゐる、*Lodien* には婦人に對して同様の設備がある。

「白耳義」

白耳義に於ては一八九一年十一月二十七日の勅令に依つて、國家が浮浪者防遏に關する感化場を設立してゐる、是には三種ある。

- (一) 乞食留置場 (*Depots de mendicéte*)
- (二) 庇護舍 (*Maison de refuge*)
- (三) 慈善學校 (*écol de bienfaisance*)

右の中乞食留置場は専ら裁判所が政府の支配下に置くことを要すと思惟せる者を收容し、是に三つの區別がある。

- (イ) 身體健康なるに拘らず、勞働に依り自活することを爲さず、常習的乞食として他人の慈善に縋つて寄食する者。
- (ロ) 怠惰、飲酒又は悖德の爲めに浮浪生活を爲せる者。
- (ハ) 淫賣婦の情夫にして其の上前を兼ねて生活する者。

留置場は二個所に在る。一つは男子に對するもので *Mexilia* に在り、他の一つは婦人に對するもので *Buu* に在る、前記の三つの場合の何れかに該當する者は即決處分として二年以上七年以下の刑期を以て留置場に送られるのである、*Mexilia* の人口は約五千人を超え、是等の人々は皆開拓、耕作及其他の勤勞に従事してゐる、此等の勤勞に對し極く少額ではあるが、日々一片乃至三片の賃銀を支拂ふことになつてゐるが、訓練上の目的から直ちに勤勞者に之を交附せず、其の一半は退所するとき支給する様監督者に於て之を保管し、他の一半は酒場に於て食料や煙草等を購入することの出来る傳票で渡される。

庇護舎は老齡又は虚弱の爲め勞働不能なる者又は仕事の缺乏其他の不幸にて、乞食又は浮浪者となつた男子を收容する、主なる庇護舎としては *Heeghmoeten* 所在及 *Wouda* 所在の二個所あり、前者は扶養者なき者又は病人を收容し、後者は専ら健康者を入舎せしめる。此處に於ては來住者は一日一片乃至七片の收入を得、

其の中三分の一は自由に消費することが出来る。残額の貯金高が十二志に達した時には退所しても宜しい。庇護舎に於ける最長滞留期間は一年である。

「獨逸」

獨逸には三〇乃至四〇の勞働植民地があつて、何れも勞働植民中央局といふ慈善協會の管理の下に在る。然し其の何れにも強制的抑留の意味はない。浮浪者や白勞自活を怠る人々に對する制度としては、勞作館(Arbeitshaus)と名付くるものがあるのであるが、此等は和蘭及白耳義の強制植民地に相應してゐる。一九〇〇年の刑法に規定する所に依れば、

(一)無賴漢として浮浪せる者、(二)自ら物を乞し又其子女をして物を乞せしめ又は之を默許せる者、(三)賭博飲酒、怠惰に因つて救済を要する状態に陥りし者、及扶養義務ある家族をして救済を要する状態に陥らしめし者、(四)公の救済を受くるも當局の與ふる勞働を拒否せる者、(五)自ら住家を失ひたる後之を見出すに困難なる者等は、二年を限度として此勞作館に滞留することが出来る。然し此處に於ては嚴格なる軍隊式訓練を爲すので、宿泊者の多くは監獄同様と思つてゐる。尙ほ宿泊中、家事、農業、工業等を教授することは勿論である。

「瑞西」

此の國の勞働植民地に二種類ある、一つは志望者を收容し、他は強制的に行ふものである、前者は瑞西全

國を通じて三個所あつて慈善協會に依り經營されてゐる。此の施設に於ては入所退所何れも隨意であるが、其許可を受けたものは通常規定の時日として一ヶ月止宿しなければならない。

強制的植民地は各郡に設置され、郡事會に依り經營されてゐる。郡事會は乞食を捕縛し得る權能を有し、其常習檢査者は六ヶ月又は二年勞働植民地に之を送致することが出来る。若し又男子にして勞働を拒否する者は「勞働嫌忌」として、之を六ヶ月乃至二年間の期間を以て、勞働植民地に送致することも出来るのである。

此等の勞働植民地の大なる努力は着々として成功し、全瑞西を通じて浮浪者の數は次第に減少したから、今では植民地も割合に少なく、其最も大なる Weiden と雖僅に二百人を超えない様である。植民地内に於ける違犯者に對する刑罰としては減食を科することが一般である。收容者一同に對しては賃銀を給せず、たゞ勤勉なるものに對する恩典として抑留の期間を短縮することになつてゐる。

調査票記入心得

第一 被調査者の範圍

本調査ニ於テハ、一定ノ住居及職業ナクシテ諸處ヲ徘徊シ、夜ニ入レバ概ネ住宅以外ノ場所ニ寢臥スル所「宿無シ」ノ調査ヲ主タル目的トスルモ、是レガ調査ノ便宜上凡テ「二月二十五日午前零時ヨリ同日出マデ

ノ間住宅又ハ其他宿泊ニ適スル建物以外ノ場所ニ寢臥シツ、アル者」ヲ被調査者トス、住宅又ハ其他宿泊ニ適スル建物以外ノ場所トハ、例ヘバ塵芥取扱場、寺院社祠ノ縁下、公園ノベンチ、共同便所、材料置場、橋梁下、住宅軒下等ヲ謂フ。

第二 記入ノ方法

調査票ハ被調査者一人ニ一票ヲ充テ、之ニ調査員自ラ該當事項ノ記入ヲ爲ス、調査票ノ記入ニハペンヲ用キ文字ヲ明瞭ニス、鉛筆ヲ以テ記入セルトキハ調査終了後滯滞ナクペンヲ以テ之ヲ書キ改メルコト。

第三 調査票番號

調査票番號ハ調査員是レガ記入ヲ爲サズ、調査終了後調査主任各擔當區毎ニ一號ヨリ順次之ヲ附スコト。

第四 浮浪者發見地區及現在建物又ハ隱蔽物

浮浪者發見地區ハ被調査者ヲ現ニ發見シタル區町、及番地ヲ記入ス、番地不明ノトキハ「何番地附近」又ハ「何々神社境内」等第三者モ容易ニ之ヲ知り得ル様記入スルコト、町名不明ノトキ亦同ジ。

現在建物又ハ隱蔽物トハ被調査者ガ現ニ寢臥シツ、アル場所ナリ、「塵芥取扱場内」、「材料置場汽罐内」、「瓦焼用竈内」等成ル可ク詳細ニ之ヲ記入スルコト。

第五 (1) 體 性

體性トハ被調査者ノ男女別ナリ、被調査者男ナルトキハ「男女」ナル活字ノ中男ニ男ノ如ク圈符ヲ附スコト、

女ナルトキハ女ノ字ニ就キ亦同ジ。

第六 (2) 配偶關係

配偶關係ハ各其ノ該當スル文字ニ圈符ヲ附スコト、例ヘバ未ダ結婚シタルコトナキ者ニ就テハ余、現ニ配偶者ヲ有スル者ニ就テハ有、最後 配偶者死去シテ以來獨身ナル者ニ就テハ無、最後ノ配偶者ト離別シテ以來獨身ナル者ニ就テハ離トス、尙ホ本調査ニ於テハ内縁ニ就テモ配偶關係アルモノト看做ス。

第七 (3) 出生ノ年

出生ノ年明ナル者ニ就テハ「明治何年」、「慶應何年」、「文久何年」ノ如ク曆年名ヲ記入スベキモ、之ヲ確知シ得ザルトキハ「八十歳位」、「六十五歳位」ト推定年齢ヲ記入スルコト。

第八 (4) 出生地

出生地ハ縣々(ハ國名)及市町村名ノミヲ審訊シ且ツ之ヲ記入スルコト、例ヘバ「長野縣松本市」、「奥州吉田村」等ノ如シ。

第九 (5) 教育程度

教育ノ程度ハ學校修了者ノ者ニ就テハ「尋二修」、「寺小屋」ト云フ如ク其ノ修業程度ヲ示シ、然ラザル者ニ就テハ「假名ヲ讀ム」、「日本外史ヲ讀ム」、「新聞ヲ讀ム」ト云フガ如ク讀書能力ヲ示シ、全然無學ナル者ニ就テハ其ノ旨明記スルコト。

第十(6) 健康、罹病(輕、重)、不具、精神異常

健康カ罹病カ、罹病ナラバ輕重何レカハ、被調査者ノ申告ト四圍ノ事情トニ依リ調査員之ヲ認定シ該當文字ニ圖符ヲ附スコト、罹病ノ輕重ヲ別ツノ標準ハ繼續的筋肉勞働ニ從事シ得ル程度ノモノナリヤ否ヤニ依ル茲ニ不具ト稱スルハ盲者、聾者、聾啞者、跛者、瘡者、手亡、其ノ他體軀ノ著シク異常ナル場合ヲ謂フ。被調査者ガ其ノ何レカニ屬スルトキハ不具ノ文字ニ圖符ヲ附スコト、精神異常トハ被調査者ガ狂者メハ低能者ナル場合ヲ總稱ス、其ノ何レカニ屬スルトキ圖符ヲ附スルコト前ト同ジ。

第十一(7) 職業又ハ生活方法

本項ニ於テハ被調査者ガ如何ナル手段方法ニ依リテ、其ノ生活物資ヲ獲ツ、アルカニ關シ記入ヲ爲ス、例ヘバ「立坊」、「便所掃除」、「乞食」、「埃箱漁リ」等ト記入スルガ如シ、尙ホ「立坊」、「便所掃除」等比較的一定セル職業ニ從事スル者ニ就テハ、其ノ勞働ノ種類、勞働ノ場所、一ヶ月平均就業日數、一ヶ月平均收入、平常寢臥スル場所等ヲ詳記スルコト、之ニ反シ「乞食」又ハ「埃箱漁リ」等ノ事ヲ爲シテ食物ヲ獲ツ、アル者ニ就テハ其ノ旨記入ノ上、最近ノ放浪區域、平常寢臥スル場所等ヲ詳記スルコト。

第十二(8) 浮浪ヲ始メシ年、地、及理由

浮浪ヲ始メシ年ハ「明治四十三年」、「大正八年」ノ如ク曆年名ヲ以テ記入スベキモ、若シ是レニシテ明ナラザルトキハ「明治四十三年頃」、「三年位前」ト記入スルヲ妨ゲズ、浮浪ヲ始メシ地ハ出生地ノ項ト同ジク縣名

(又ハ國名)及市町村名ノミヲ記入スルコト。

浮浪ヲ始メシ理由ハ慎重ニ被調査ヲ審訊シテ、調査員ノ判斷ニ依リ眞實ト思ハル、モノヲ詳細ニ記入スルコト、例ヘバ左ノ如シ。

一、飲酒ノ爲メ

(イ) 身心ヲ害シ勞働不能トナリタルニ因ル。

(ロ) 習性墮落シ規律アル生活ヲ好マザルニ因ル。

(ハ) 屢々就職先ヨリ解雇セラル、ニ因ル。

二、恃德ノ爲メ(無責任、虛偽、盜癖等)屢々就職先ヨリ解雇セラレ、又ハ生家ニ居堪ラザルニ因ル。

三、怠惰無氣力ニシテ向上心ナキニ因ル。

四、事業ノ失敗(又ハ浪費)ノ爲メ產ヲ失シタルニ因ル。

五、偶發事故ノ爲メ精神(又ハ身體)ヲ害シタルニ始ル。

六、夫ノ死亡シタルニ始ル。

七、親ヨリ遺棄セラレタルニ因ル。

八、精神ノ異常ナルニ因ル。

九、老齡ノ爲メ勞働不能トナリタルニ因ル。

十、生家(又ハ主家)ノ苛遇ノ爲メ。

「注意」 本例ノ如キ原因數個アルトキハ之ヲ併記スルコト。

第十三 (9) 浮浪狀態ヲ脱セザル理由

本項調査ノ結果ハ浮浪者救済策確立ノ上ニ、最モ貴重ナル材料トナルモノナルガ故ニ、調査員ハ他ノ調査事項ノ調査ガ全部終リタル後、婉曲ナル問ヲ設ケテ被調査者ノ反感ヲ招カザル様之ヲ審訊シ、其ノ申告ト他ノ關係事項例ヘバ(6)健康狀態、(7)職業又ハ生活方法、(8)浮浪ヲ始メシ年、地、及理由、(11)扶養能力アル親族ノ續柄、住所、及職業(12)公私院内救助ノ受否等ノ諸項ヲ斟酌シテ事實ヲ判斷シ、カノテ記入ノ重正ヲ期スコト、尙ホ是ガ記入ヲ爲スニ際シテハ左記ヲ別チ得ル様詳記スルコト、

- 一、現況ニ甘ズルガ故ニ之ヲ脱セントセザルカ。
- 二、現況ニ甘ゼザルモ、身心ノ能力缺欠スルガ故ニ之ヲ脱シ得ザルカ。
- 三、現況ニ甘ゼズ、且ツ身心ノ能力缺欠スルニ非ザルモ、就職ノ途ナキ爲メ之ヲ脱シ得ザルカ。
- 尙ホ其ノ記入例ヲ示セバ左ノ如シ。
- 一、怠惰(又ハ放埒)ニシテ規律アル生活ニ入ルヲ好マズ。
- 二、不具(癱疾又ハ老齡)ノ爲メ繼續的勞働ニ就ク能力ナシ。
- 三、性質不良ノ爲メ永ク一定ノ職業ニ留ルコトヲ得ズ。
- 四、精神ニ異常アル爲メ永ク一定ノ職業ニ留ルコトヲ得ズ。

五、就職ノ途ナシ。

參考事項

以下三項ハ參考事項ナリ、參考事項ハ是レガ調査上重大ナル支障アルトキハ、單ニ記入ノミヲ、又ハ審訊ト記入トヲ、併セテ省略スルコトヲ得ルモノナリ。

第十四 (10) 上京ノ年及理由

上京ノ年ハ曆年名ヲ以テ記入スベキモ、若シ是ニシテ明ナラザルトキハ之ヲ推定シテ「大正五年頃」又ハ「五年位前」ト記入スルヲ妨ゲズ。

上京ノ理由ハ自發的ニ上京セル者ニ就テハ其ノ目的、受動的ナル者ニ就テハ其ノ何人ニ伴ハレテ上京セシカラ記入スルコト。

第十五 (11) 扶養能力アル親族ノ續柄、住所及職業

扶養能力トハ被調査者ヲ引取リテ保護セントセバ之ヲ爲シ得ル財産狀態ヲ謂フ、斯ノ如キ狀態ニ在ル親族アルトキハ、其ノ被調査者トノ續柄(父、從兄、叔父等)ヲ記入シタル上、其ノ次ニ住所及職業ヲ一人ニ付各別ニ記入スルコト、但、住所ノ記入ハ單ニ縣名(又ハ國名)及市町村名ニ止メ、職業ハ「小作農」、「地主」、「米穀商」、「下駄屋」等詳細ナル職業別ヲ記入スルコト。

第十六 (12) 公私院内救助ノ受否

院内救助トハ被救助者ヲ一定ノ施設内ニ收容シテ扶養スルヲ謂フ、其ノ施設ノ公立タルト私立タルトヲ問ハズ、右ノ如キ扶養ヲ受ケタルコトアル者ニ就テ、其ノ救助機關及受救期間ヲ記入スルコト、例ヘバ「東京市養育院、明治三十年春約一個月、同四十三年約一個年、東京養老院、大正二年冬約二個月」ノ如シ。

第十七 (13) 備考

備考欄ニハ調査票中ノ調査項目以外、調査員ニ於テ特ニ氣付ケル點ヲ記入スルコト。

第十八 調査員氏名

調査員氏名ハ調査員之ヲ其ノ所屬班名ト共ニ、自署シタル上捺印スルコト。

第十九 注意

調査票ノ記入ニ際シ、該當事項ナキ欄ニハ何等ノ記入ヲ要セズ。

調査不能ノ欄ニハ斜線ヲ引クコト。

以上

浮浪者調査票記入例

(浅草區十五號)

浮浪者調査票	
浮浪者發見地區材木町 丁目三三番地 現在建物又ハ隠蔽物 庶芥取扱場内	
1 體性 (女)	4 出生地 伊豆下田町
2 配偶關係 未有(離)	5 教育程度 尋二修
3 出生ノ年 明治十年	6 健康 (○)(●)(重) 精神異常
7 職業 ハ生活方法 料理店ノ埃箱漁リ・種ニ便所掃除ヲナスコトアリ 平常ノ放浪區域ハ浅草公園 平常ノ寢臥場所ハ現在建物又ハ公園ノ共同便所内	
8 浮浪ヲ始メシ年・地及理由 年大正元年地靜岡縣沼津市 理由 商法ノ失敗ト浪費トノ爲メ產ヲ失シタルニ因ル	
9 浮浪狀態ヲ脱セサル理由 不具ノ爲メ就職困難ナル上ニ性質怠惰ナル爲メ假令一旦就職スルモ間モナク解雇セラル、故現況ヲ脱シ得ズ	
參考事項 (調査上重大ナル支障ナキ限り記入ノコト)	
10 上京ノ年及理由 年大正二年 理由 職業ヲ得ン爲メ	
11 扶養能力アル親屬ノ續柄・住所及職業 續柄 (イ)叔父 (イ)伊豆下田町 (イ)乾物商 (ロ)從兄 (ロ)同 (ロ)地主 (ハ) (ハ) (ハ)	
12 公私院内救助ノ受否 救助機關 (イ)東京市養育院 (イ)大正九年冬二個月 (ロ) (ロ) (ハ) (ハ) 受救期間	
13 備考 大正九年ニ東京市養育院ニ收容セラレタルハ市内某處ニ於テ行倒レタルニ因ル 第七班 調査員 花村芳樹	